

第五次環境基本計画中間取りまとめに対する意見募集の結果について

平成 29 年 12 月 11 日
中央環境審議会
総合政策部会事務局

1. 概要

第五次環境基本計画中間取りまとめについて、以下のとおり意見募集を行った。

意見募集期間：平成 29 年 8 月 8 日（火）～ 9 月 7 日（木）

告知方法：e-Gov、環境省ホームページ、報道発表

意見提出方法：e-Gov、郵送、FAX のいずれかの方法

2. 提出された意見数

総数 48 通（268 件）

（うち本計画とは関連のないもの 17 通（17 件））

3. 提出意見

主な意見：次頁以降参照

全意見：参考資料 4 参照

4. 対応方針

いただいた御意見は今後の中央環境審議会総合政策部会の審議の参考とさせていただきます。

第五次環境基本計画中間取りまとめに対する意見募集の結果（主な意見）

主な意見は、いただいた御意見から事務局が抽出し、中間取りまとめの構成を参考に整理した。

（１）環境及び経済社会の状況

著名な研究であるという理由だけで、一研究をIPCCやUNEPといった国際機関の報告書と同列に扱い、かつ、例示にすぎない当該研究から、一定の方向性を導きだすことは適切ではない。答申では、「プラネタリー・バウンダリー」の引用を控えるべきである。

G7やG20等の最新の首脳会合の結果を記載することなく、2016年のG7伊勢志摩首脳宣言や2017年のG7環境大臣会合のコミュニケを記載することに疑問である。米国の政権交代後の動向を紹介するのであれば、G20首脳会合に差し替え、G20としての合意内容、米国とそれ以外の国のコミットにつき記述することが適当である。

エネルギーミックスでは、2030年時点で原子力を再エネとほぼ同様に活用することとしており、環境基本計画でも原子力に係る記載をすべき。

中間取りまとめでは、エネルギーに関する記述は環境側面に特化した簡略的な記述にとどまるが、答申では、エネルギー政策の要諦であるS+3E（安全性、安定供給、経済効率性の向上、環境への適合）に言及し、約束草案のベースとなっている2030年のエネルギーミックスの概要を紹介した上で、原子力をはじめとした各エネルギー電源について、3Eのバランスをとってしっかりと記載すべきである。

中間取りまとめ（P5）「温室効果ガス排出量について、省エネ等による電力消費量の減少や電力の排出原単位の改善（再生可能エネルギーの導入拡大や原発の再稼働等）に伴う電力由来のCO₂排出量の減少により、2013年以降2年連続で減少している」旨の記載にすべき。

個別具体的な事業分野（電力）における、特定の電源のみ（石炭）を恣意的に取り上げている箇所があり、国の基本計画として相応しくない記載があるため、削除すべき。また関連して、「電力由来CO₂排出量に占める石炭火力発電の割合が引き続き増加傾向にある」との説明は、認識とは異なるため、事実関係を確認されたい。

地球温暖化対策計画に記載された2050年長期目標について、地球温暖化対策に取り組むにあたり極めて重要なポイントであるため、答申には省略せずに明記すべきである。

(2) 目指すべき持続可能な社会の姿、現下の状況を踏まえた環境政策の課題、今後の環境政策の展開の基本的な考え方

環境・経済・社会のバランスについて言及した点を評価したい。また、環境・経済・社会のバランスに配慮した記述となるよう、丁寧に記述すべきである。

「人類・文明の転換期」という認識について賛同する。環境面の危機は、人口動態面・ライフスタイル面・技術面の変化がその基盤であり、その変化速度は世界的に著しいが、中でも日本は課題先進国としての責務と可能性がある。国際的なリーダーとなりうるビジョンを示す環境基本計画であってほしい。

「経済や社会も大きな問題を抱えている。このような状況下において、経済や社会を犠牲にした環境保全はもはや成立しえないし、環境保全を犠牲にした経済や社会の発展もまた、もはや成立しえない。」とあるが、我が国の歴史の中で、環境保全のために経済や社会を犠牲にしたことはない。また、第1章の論調と整合せず、SDGs やパリ協定とも矛盾している。

「汚染者負担の原則も考慮し排出者に負担を課すことによる外部性の内部化」という記述について、答申に明示的カーボンプライシング（排出量取引や炭素税）を盛り込むとの意図であれば反対。排出量取引制度や炭素税をはじめとする規制的手法は、企業に直接の経済的負担を課し、経済活力に負の影響を与えるのみならず、企業の研究開発の原資や、社会の低炭素化に向けた投資意欲を奪い、イノベーションを阻害するものである。また「汚染者負担の原則」が地球温暖化問題、あるいはCO₂を対象に含むかどうかについて、「長期地球温暖化対策プラットフォーム報告書」（2017年4月 経済産業省長期地球温暖化対策プラットフォーム）では、対象とならないとの意見の紹介があるなど、統一的な政府見解は示されていない。（このほか、「汚染者負担の原則」の汚染物質にCO₂が含まれているかなど定義を明確化すべきである、CO₂を排出する者も汚染者に含まれているのか等の意見）

環境・経済・社会の統合的向上に向けて、相互に関連し合う横断的かつ重点的な枠組を検討する上で多くの課題が伴うことが予想される。検討にあたっては、他省庁をはじめ、多様な主体間の連携が必要であり、国の他計画との整合性を確保することが重要である。

「SDGsのゴール・ターゲット間の関連性について、環境が全ての根底にあり、その基盤上に持続可能な経済活動や社会活動が依存している」との考えが示されているが、一研究の報告書の記載に過ぎず、SDGsの説明ではないため答申においては引用を控えるべき。同様に、かかる考え方がプラネタリー・バウンダリーの考えと一致するとの説明も、SDGsと関係のない事項であるため答申では削除することが適当。

トレードオフへの対処は、重要な視点であり評価できる。SDGsのゴール・ターゲット間に限らず、低炭素・循環型・自然共生の環境施策間でのトレードオフや、環境・経済・社会の間でのトレードオフなど、あらゆる事象について想定される問題である。答申においては、これらのトレードオフに真摯に向き合い、丹念にバランスを図る必要がある旨を、一層丁寧に記載し、具体的な施策に反映させるべき。

SDGsはバックカスティングの考えに基づいているとの説明があるが、2030アジェンダに、バックカスティングの考えに基づいているとの記載はない。付属のレファレンスガイドには、バックカスティングに関する記載があるが、検討アプローチの一例として紹介されているに過ぎないため、答申では、当該記述を削除すべき。

(3) 環境政策の原則・手法

環境リスク対策、自然保護、温暖化対策等、問題の種別により、適用すべき原則・手法は異なるはずである。答申において、原則・手法を記載するならば、一括りにせず、課題ごとに丁寧に記載すべきである。

環境政策の原則として掲げられている「拡大生産者責任」については、まだ中央環境審議会総合政策部会で十分な説明や議論をしていないため、この言葉だけが独り歩きして都合の良い解釈が為される可能性もあり、現時点では削除すべきである。「拡大生産者責任」を議論している中央環境審議会循環型社会部会での検討結果を踏まえたうえで、総合政策部会においても丁寧に議論を進めるようにしていただきたい。

(4) 重点戦略ごとの環境政策の展開

第一章でも記載されているように、国内外で急速なIoT、AI、ビッグデータ等の技術革新により幅広い分野で新たな技術イノベーションや社会価値軸が生まれようとしていることが分かる。しかし、重点戦略の考え方にはIT化には触れられていない。「society5.0」を踏まえ、環境政策においてもIoT、AI、ビッグデータ等を活用した経済社会システムのイノベーションを創造する」という内容を盛り込むことを検討願いたい。

炭素税や排出量取引といったカーボンプライシングについて言及すべき。現在、既に検討が始められており、今後の気候変動対策においては何らかの方法を導入することが必須。

気候変動リスクは企業経営上の重要なリスクであり、投資家等が意思決定を行う上で、投資先の気候関連のリスクの将来的な影響を理解することが必要。また、資本市場における気候変動リスクに関する対話の活性化は、投資家及び企業の行動の変化を促すものであり、環境政策目標の実現に大きく貢献する可能性がある。ESG投資と中長期的な

価値向上については、そのような投資を実質的に機能させる基盤としてE S G情報の開示の実効性を高めていくことの重要性を追記すべき。

企業や国民の行動への環境配慮の織り込みや環境保全のための行動を一層促進するためには、現下の平均的な国民の環境意識を踏まえると、より一層の消費者啓発が必要である。様々な場面で環境教育の強化や持続可能な開発のための教育(E S D)の推進について追記すべき。

日本の自然環境の個性として、人の居住地が河川の氾濫原であることの認識をもう少し深く認識する必要がある。災害は必然であり、自然の時間軸ではこうした現象は必要不可欠な自然現象でもある。このことを基本に、災害を受け流すという発想のもとでのグリーンインフラ整備という視点も拡充して頂きたい。

第四次環境基本計画には「持続可能な社会を実現するための地域づくり・人づくり」という項目があったが、地域づくりには地域住民(特に若者)が地域に誇りを持ち、自然や文化を生かすことに価値を認めることが重要。また、地域づくりは市民だけでできるものではなく、企業、教育機関、行政等の幅広い連携が必要であり、第四次環境基本計画に記載されたネットワーキングやコーディネーターの重要性は現在も環境政策の要として扱われるべき。E S Dに取り組むことの重要性を明記すべき。

「森・里・川・海をそのつながりとともに豊かに保つ」とある部分について、近年、河川流域の多様な関係者からなる地域の協議会が設立され、河川を軸とした生態系ネットワーク形成に向けた取組が進められていることを踏まえ、森・里・川・海の連環による「生態系ネットワーク形成の取組の推進」について追記すべき。

(5) 計画の効果的実施

科学的なベースを持ち、計測可能で分かりやすい目標を設定し、P D C Aにより進捗を管理していくことが重要。具体的目標が明示できない領域についても、あるべき持続可能な社会像からバックキャスト手法により具体的目標を検討・設定し、それをベースにP D C Aを行うという枠組みを規定すべき。